

サラリーマンの確定申告

所得税の確定申告、納税期間は、平成25年2月18日(月)から3月15日(金)までです！

サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給与やボーナスの支給の際に源泉徴収され、12月の「年末調整」によって1年間の所得税が精算されます。

しかし、サラリーマンでも確定申告をしなければならぬ場合や、確定申告をすることによって源泉徴収された所得税が還付される場合もありますので、次に該当する人がおりましたら、忘れずに確定申告をしてください。

確定申告が 必要です

- ①平成24年分の給与の収入金額が2千万円を超える人
- ②1か所から給与を受ける給与所得者で、地代・家賃・原稿料などの合計所得金額

- が20万円を超える人
- ③給与の支払いを2か所以上から受けている人で、年末調整を受けた給与以外の給与収入と地代・家賃・原稿料などの所得の合計金額が20万円を超える人
 - ④年の中途中で退職して、年末調整を受けなかった人で、その後就職しなかった人

所得税が 還付されます

- ①雑損控除・住宅取得等特別控除の適用を受ける場合
 - ②医療費控除などの適用を受ける場合
- ※医療費控除が該当する人は、

家屋異動の届出を

平成24年中に家屋の異動があった方は、ご連絡ください。

- ◎新築、増築した場合（すでに家屋調査を実施したものを除く）
- ◎取り壊した場合（滅失登記申請をしたものを除く）
- ◎登記申請をしない売買、贈与などによる所有権異動があった場合

平成24年中に支払った医療費が10万円か、平成24年中の所得金額の5%相当額かのいずれか低い金額を超える人です（超えた金額が控除となります）

※申請書は税務課にありますので、あらかじめ記入してきてください。

【お問い合わせ先・連絡先】
税務課（☎2-2452）



町・道民税の給与からの特別徴収制度のご案内

■給料からの特別徴収とは…

個人住民税（町・道民税）の特別徴収は、雇用主（会社）が給与所得者（従業員）に代わり毎月の給料から個人住民税を特別徴収（給料からの天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

■給与所得者（従業員）のみなさまへ…

給与所得者（従業員）のみなさまにとって1期当たりの税負担額が大幅に軽減されるなど、大きなメリットがあります。

（例）町・道民税額（年税額）が12万円だとすると…

- 特別徴収されていない場合：6・8・10・12月の4期で各期3万円をご自身で金融機関等に納付します。
- 特別徴収へ切り替えた場合：毎月の給料から、雇用主が1万円を天引きし従業員に代わり納付します。

事実上、年間12回の分割納付となりますので、1期当たりの税負担額が3分の1程度に緩和され、家計の負担を軽減でき、納め忘れや督促・滞納処分（差押え等）を受ける心配がなくなります。

※徴収方法の切替手続きは事業所が行いますので、詳しくは事業所の担当者へご相談ください。

■雇用主のみなさまへ…

地方税法により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収により納めることとされています。従業員の方の年税額については市町村から事前に通知される税額に基づき、毎月の給料から引き去り（天引き）し、翌月10日までに金融機関で納めていただくことになります。

年度途中であっても切り替えることができますので従業員の住所地の市町村にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 税務課：☎2-2452